

後期高齢者医療制度からのお知らせ

問 保険年金課(東庁舎)

☎ 71・2324 ☎ 72・2460

保険料額決定通知書を送ります

決定通知書の「特別徴収」の欄に書かれている金額は、年金からの天引き額で、「普通徴収」の欄に書かれている金額は、納付書か口座振替による支払い額です。納付書払いの人は、便利な口座振替を利用してください。
保険証を更新します

現在持っている保険証は7月31日で有効期間が切れます。8月1日からは新しい保険証(びわ色)を使ってください。新しい保険証は、7月中に簡易書留郵便で送ります。

限度額適用・標準負担額減額認定証を更新します

医療機関に減額認定証を提示すると、窓口での医療費の支払いが限度額までとなり、入院時の食事代も

交付年月日 平成29年 8月 1日

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 平成30年 7月31日

被保険者番号 01234567

住所 大津市京町四丁目3番28号

氏名 広域 太郎

性別 男

生年月日 昭和 8年 4月 1日

資格取得年月日 平成20年 4月 1日

発効期日 平成20年 4月 1日

一部負担金の割合 X割

保険者番号 3:9:2:5:2:0:1:0

保険者名 滋賀県後期高齢者医療広域連合

山折り(裏面)

氏名	広域 太郎
被保険者番号	01234567
一部負担金割合	X割
有効期限	平成30年 7月31日

→ びわ色からびわ色への変更です。

減額されます。

対象は、平成29年度の住民税が世帯全員非課税の人です。現在有効な減額認定証を持っている人で、8月以降も当てはまる人には保険証と一緒に送ります。8月以降に新たに対象となる人は、保険証と印鑑を持って図で手続きをしてください。

不審な電話や訪問にご注意ください

高齢者を狙った還付金詐欺などが多数発生しています。県内でも、後期高齢者医療制度の被保険者宅に医療費や保険料の還付金などに関する不審な電話があったとの報告が複数寄せられています。

公的機関がキャッシュカードを渡すよう求めたり、ATMの操作を指示することはありません。「おかしい」と感じたら一人で判断せず、相手の身分を確認し、固か滋賀県後期高齢者医療広域連合(☎077・522・3013)へ連絡してください。

国民健康保険税からのお知らせ

平成29年度国民健康保険税の税率などは次のとおりです。

納税義務者へは今月中旬に納税通知書を送ります。

区分	所得割	均等割額	平等割額	賦課限度額
医療分(全加入者が負担)	7.1%	27,000円	21,900円	540,000円
後期高齢者支援金分(全加入者が負担)	2.1%	7,500円	6,300円	190,000円
介護分(40~64歳の加入者が負担)	2.0%	9,600円	4,800円	160,000円

所得割…加入者の前年の所得金額に応じた負担
均等割額…世帯内の加入者数に応じた負担(1人当たりの金額)
平等割額…世帯ごとに一律の負担(1世帯当たりの金額)
賦課限度額…年税額の上限

非自発的失業者へ

国民健康保険税の

軽減制度があります

勤めていた会社の倒産・解雇や雇止めなどにより離職した人で、次の要件に当てはまる人は、申請をすれば国民健康保険税が軽減されます。

適用要件

- ① 雇用保険の失業給付を受けている人で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかの場合
- ② 離職時点で65歳未満の場合

軽減方法

対象者の前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定します。

軽減期間

離職日の翌日の属する月から翌年度末まで

申請方法

雇用保険受給資格者証と印鑑を持って問へ。

問 税務課(東庁舎)

☎ 71・2319 ☎ 72・2460